

平成27年度部長マニフェスト取組結果

部(局)名	環境部
部(局)長名	今川 学

【達成度について】

A：達成（設定した目標を達成することができた。）

B：一部達成（設定した目標の一部のみ達成することができた。）

C：未達成（目標達成に向け取り組んだものの、目標達成にはいたらなかった。）

重点課題 2	環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区の指定	全体の達成度 A 達成
目指すべき方向	市民、事業者と連携を図り、ポイ捨ての防止や喫煙の適正化等環境美化活動を推進することにより、清潔できれいなまちをつくりま す。	

活動目標	具体的な取組実績
パブリックコメントの手続きを行うとともに、喫煙所の設置、維持管理を実施します。	平成27年10月1日から11月2日にJR岸辺駅周辺地区における環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区指定案のパブリックコメントを実施するとともに、JTの協力を得てJR岸辺駅南口に喫煙所を設置し平成28年2月1日から維持管理を行っています。
市民、事業者と協働で、ポイ捨て防止や喫煙の適正化等に係る周知啓発に取り組めます。	平成27年10月と平成28年1月に市民、事業者と協働で各駅周辺において、ポイ捨て防止や喫煙の適正化等に係る周知啓発活動や清掃を行いました。

達成目標	達成状況	達成度
新たに環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区を指定します。	平成28年2月1日にJR岸辺駅周辺を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に新たに指定し、周知啓発のための看板、路面シール、横断幕を設置しました。	A 達成
3団体以上の環境美化推進団体を新たに登録します。	新たに7団体827名を加え、あわせて現在18団体926名の登録があり、啓発活動や美化活動を行っています。	A 達成

総合評価・総括

平成27年2月1日から市内全域における道路等の公共の場所での歩行喫煙、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区における指導・勧告に従わない者への過料徴収を主な内容とする改正環境美化条例が施行されました。啓発を担っていただく市民・事業者による環境美化推進員の広がりがあり、市が作成した啓発用のぼり旗や看板等を利用される方も増えています。まちをきれいにしたいという市民の思いを受け止めるとともに、市民、事業者と協働でポイ捨て防止や喫煙の適正化等の啓発活動を行いました。また、新たに市内6番目となる環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区にJR岸辺駅周辺を地元自治会や大学、事業者の協力のもと指定することができました。